

質問書に対する回答

業務名：「障がい者のスマホ活用サポート実践講座」開催業務

No.	分類	項目	質問内容	回答
1	仕様書（案）	2－（１）座学：講座の開催回数について	座学は全３回実施することとされておりますが、これは計３日間（１日につき１回）実施するという認識でよろしいでしょうか。また、１日に複数回実施することも可能でしょうか。	１日につき１回、計３日間実施することを想定していますが、対象者が参加しやすい時間を考慮した結果、１日に複数回実施する提案を妨げるものではありません。
2	仕様書（案）	2－（１）座学：講座の開催回数について	座学を３日間で実施する場合、座学３日間と支援実践２日間（視覚障がい者向け・聴覚障がい者向けそれぞれ１回ずつ）の計５日間を１セットとし、青森市内・八戸市内でそれぞれ１セットずつ開催するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書（案）	2－（１）支援実践：手話通訳者の手配について	「聴覚障がい者１人につき手話通訳者２人あてがうことを想定」とのご記載がありますが、これは講座実施の２時間の間、手話通訳者がローテーションしながら通訳を行うため２人体制が必要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書（案）	2－（１）：開催時間について	開催時間については「対象者が参加しやすい時間を考慮し、提案すること」とされておりますが、平日・休日や日中・夜間の実施について、発注者様側でご希望や制約はございますでしょうか。	平日・土日祝日とも、概ね9:00～21:00(※)の間で提案してください。 ※発注者が手配する会議室の使用可能時間を想定
5	仕様書（案）	2－（１）：講座で使用するスマホについて	実践講座で使用するスマートフォン端末について、受講者及び支援対象者それぞれが持参するという認識でよろしいでしょうか。それとも、受注者が用意する必要がございますでしょうか。	受講者等がそれぞれ端末を持参する想定です。 ただし、OSを指定しないため円滑な講座運営のために受注者が端末を手配することは妨げません。
6	仕様書（案）	2－（２）：受講者の募集に係る広報	「障がい特性の基礎知識がある人へ重点的に広報すること」とのご記載がありますが、青森県様に想定されている広報先の団体や機関等がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	市町村の障がい者支援関係部署、県の障がい関係機関、社会福祉協議会、盲・聾学校、ろうあ協会、障害福祉サービス事業所等を想定しています。
7	その他	再委託の可否について	本業務における再委託の可否及び再委託が可能な範囲についてお教えてください。	あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合に限り可能です。